

1 一般車両

2 掘削機

3 舗装機械

4 整地・運搬

5 発電機・溶接機

6 ポンプ

7 コンプレッサ

8 軽建設機械

9 仮設

10 販売品

11 イベント設置・地盤調査工事
レンタル品
建設機械修理車検

12 規約資料・保険

排出ガス対策型建設機械の指定制度について

国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設大臣官房技術審議官通達、最終改正平成14年4月1日）を策定し、平成4年から第1次基準値、平成13年から第2次基準値に適合した排出ガス対策型エンジンおよび排出ガス対策型黒煙浄化装置の型式認定、排出ガス対策型建設機械およびトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定を行い、当該建設機械の普及促進に努めています。

一方、公道を走行しない特殊自動車に対する新たな排出ガス規制を行う「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下、「オフロード法」）が平成17年5月に公布され、本法律に基づく基準適合表示の付された建設機械の普及促進と併せて、可搬式建設機械（発動発電機等）、原動機出力が19kW未満の建設機械およびオフロード法施行前に製作されたオフロード法の基準と同等の性能を有する建設機械についても引き続き利用促進を図ることが重要であり、また、トンネル工事の坑内作業の環境改善の観点から実施しているトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定についても引き続き実施することが重要であることから、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）および「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）を策定し、第3次基準値適合原動機及び第3次基準値適合建設機械の普及促進に努めることとしています。

オフロード法 Q&A

Q. オフロード法とはなんですか？

A. 2006年4月に環境省・国土交通省・経済産業省の共同管轄により施工された公道を走行しない建設機械等の排ガスを規制するための新しい法律です。規制開始日以降は、製造業者には法律で定められた基準値を満たす特殊自動車の製造が義務付けられると同時に、使用者にはすべての稼働現場で基準値に適合した状態での使用を義務付けています。また、特定特殊自動車の排出ガスに関する規制が、「法律」というかたちで定められたのは今回が初めてのことで、基準値に満たない状態で使用し続けた場合、使用者に対し罰則を科すことができるとのことです。また、「管轄官庁は立ち入り検査を実施できる」と明記されており官庁による立ち入り検査の実施も想定されます。

Q. いつから始まったのですか？

A. オフロード法は2006年10月から2008年10月までの間に、エンジンの定格出力ごとに段階的に規制が開始されました。メーカーは、基準をクリアし認定を取得した車両を製造・販売し、適合車には基準適合ラベルが貼ってあります。

オフロード法

エンジン出力範囲	2006年10月から	2007年10月から	2008年10月から
8kW以上19kW未満	対象外	対象外	対象外
19kW以上37kW未満	対象外	19kW以上 37kW未満	
37kW以上56kW未満	対象外	対象外	37kW以上 56kW未満
56kW以上75kW未満	対象外	対象外	56kW以上 75kW未満
75kW以上130kW未満	対象外	75kW以上 130kW未満	
130kW以上560kW未満	130kW以上 560kW未満		
560kW以上	対象外	対象外	対象外

排出ガス規制

第1次基準値(1次)策定	1991年10月
第2次基準値(2次)策定	2001年4月
第3次基準値(3次)策定	2006年3月

Q. オフロード法の規制対象となる特定特殊自動車とはどんなものですか？

A. 特定特殊自動車とは、公道以外で自走できる機械のことで、建設機械はもちろん、農業機械、フォークリフト、自走式リサイクル機械も含まれます。規制開始日である10月1日以降に製造されたほとんどの特定特殊自動車が規制の対象となります。

※定格出力19kW未満や560kW以上の大型機械は対象外。自衛隊車両や特殊な機械など一部の機械にも適用されません。

一般車両

掘削機

舗装機械

整地・運搬

発電機・溶接機

ポンプ

コンプレッサ

軽建設機械

仮設

販売品

イベント設置・地盤調査工事
レンタル品
建設機械修理車検
規約資料

Q. どのようなことが規制されますか？

A. メーカーは基準に適合していない機械の製造・販売ができなくなります。また、使用者には適合車を適正に使用する義務が課されます。オフロード法は、違反すると罰せられるのがこれまでの規制とは違う点です。メーカー側には1年以内の懲役または100万円以下の罰金、使用者側には30万円以下の罰金刑などが科せられます。

Q. 使用者の義務……具体的には？

A. 機械の適正な管理と整備が求められます。具体的には、適合基準を維持するためにエンジンオイルやエアフィルタの管理など、日頃の点検整備が重要となります。そして最も大事なことは、燃料には必ず適正な「軽油」を使用することです。重油や灯油を使用すると大気汚染のもとになる物質が増加したり、エンジンの故障原因となったりするからです。適合車を適正に使用することにより初めて効果が出るのです。

Q. 今使っている機械はもう使えなくなるのですか？

A. 規制開始前に購入した機械は、今まで通り使用することができます。また、中古車として販売・購入したり、レンタル機として使用したとしてもオフロード法には問題ありません。オフロード法は、規制開始後に発売される機械に対してのみ適用される法律なのです。


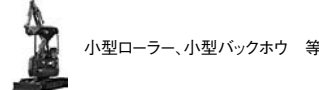






Q. 国交省排ガス3次規制とどう違うのですか？

A. 通称「国交省排ガス3次規制」(国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度 第3次基準値)では、オフロード法では規制対象外となっている8kW~19kW未満の建設機械、トンネル仕様建設機械、コンプレッサ、発電機も規制対象になっています。これまでは国土交通省直轄工事で使用する建設機械を対象に、1次規制、2次規制が適用されてきましたが、平成18年の3月に3次規制が施行されました。
オフロード法と3次規制の基準値は同じですので、オフロード法で認定されると3次規制適合車としても指定を受けることが可能になります。また、3次規制には遡及という制度があります。以前購入した3次規制適合車ではない機械も、後日、同じ機種がオフロード法の認定または3次規制の指定を受けると、さかのぼって3次規制適合車として認められることになります。

オフロード法・国土交通省排ガス3次規制比較表

	オフロード法	国土交通省排ガス3次規制
開始時期	2006年10月~	2006年3月17日告示
エンジン出力	19~560kW	8~560kW
規制基準		
対象機械	特定特殊自動車 (公道を走行しない自走車輛)	公道を走行しないディーゼルエンジン搭載車輛 発電機・コンプレッサ・トンネル対策型機械
対象業種	すべての業種	国土交通省の直轄工事などを請け負う業者
立入り検査	あり	なし
罰則	あり	なし
所轄官庁	環境省・経済産業省・国土交通省	国土交通省
優遇税制	固定資産税軽減措置	なし
その他	認定後は3次規制もクリア	3次規制の指定を受けただけではオフロード法をクリアしたことにはならない

新たな排ガス対策型建設機械指定制度の対象機械

		エンジン出力帯	車両系建設機械	可搬式建設機械	
		8~19kW			
		19kW }	道路運送車両法による排出ガス規制の対象(オンロード、オフロード兼用) 	オフロード法による排出ガス規制の対象(オフロード専用) 	
		560kW	トラクターショベル(ホイール型) 	ブルドーザー 	

※図示した機種はあくまでも該当機種の一例です。